高等学校等専攻科修了証明書

（独立行政法人　大学改革支援・学位授与機構）

氏　　名		生年月日	年　　月　　日

上記の者は、下記の課程を修了したことを証明します。

記

<table>
<tr><td rowspan="8">学校・学科名</td><td colspan="5">学校　　　　　　　　　　　科</td></tr>
<tr><td colspan="5">※以下の該当する□欄のいずれかにレ印を記入してください。
上記の課程は上記の者が修了した当時、学校教育法第 58 条の２に規定（又は、規定を準用）する、</td></tr>
<tr><td>□</td><td colspan="4">高等学校の専攻科</td></tr>
<tr><td>□</td><td colspan="4">中等教育学校の後期課程の専攻科</td></tr>
<tr><td>□</td><td colspan="4">特別支援学校の高等部の専攻科</td></tr>
<tr><td colspan="5">であり、次の文部科学大臣が定める基準を満たしている課程である。</td></tr>
<tr><td>□</td><td colspan="4">高等学校の専攻科のうちその課程を修了した者が大学に編入学することができるものの課程の基準（平成 28 年文部科学省告示第 63 号）</td></tr>
<tr><td>□</td><td colspan="4">特別支援学校の高等部の専攻科のうちその課程を修了した者が大学に編入学することができるものの課程の基準（平成 28 年文部科学省告示第 64 号）</td></tr>
<tr><td>専攻科設置年月日</td><td colspan="5">年　　月　　日　　設　置</td></tr>
<tr><td rowspan="3">入学・修了年月日</td><td rowspan="3">年　　月　　日　　入　学
年　　月　　日　　修　了</td><td rowspan="3">修業年限</td><td>□</td><td>全日制</td><td rowspan="3">年</td></tr>
<tr><td>□</td><td>定時制</td></tr>
<tr><td>□</td><td>通信制</td></tr>
</table>

年　　月　　日

学校所在地
学　校　名
学校長名

公印

※本証明書を作成される際は、裏面もご参照ください。

証明書発行担当者様へ

本証明書及び別紙チェックリストは、高等学校等専攻科を修了された方が、当機構に学士の学位授与申請をする際に必要となる様式です。本証明書を作成いただく時点で最新のものとなる平成 28 年文部科学省告示第 63 号（または第 64 号）を確認し、証明書が発行可能である場合、必要事項を記入のうえ、学校印を押すなどの方法により証明し、請求者に発行してください。

なお、証明者となる現在の学校名（団体名）が、修了者が入学した当時や修了した当時と異なる場合は、それらの経緯を余白部分にご記入ください。

※以下の参考は令和８年２月現在で、最新のものとなる令和５年 12 月改正の平成 28 年文部科学省告示第 63 号に基づきます。

＜参考＞　**〇高等学校の専攻科のうちその課程を修了した者が大学に編入学することができるものの課程の基準の概要**（全日制の場合）

【修業年限】　**２年以上**

（学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 100 条の２第１号）

【修了要件】　**６２単位以上**

（平成 28 年文部科学省告示第 63 号）

専攻科の課程における授業科目の単位数を定めるに当たっては、１単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、高等学校の専攻科の教育の特性を踏まえつつ、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね 15 時間から 45 時間までの範囲で高等学校が定める時間の授業をもって１単位として単位数を計算するものとする。ただし、音楽等の学科における個人指導による実技の授業については、高等学校が定める時間の授業をもって１単位とすることができる。

【教員組織】　専攻科の全日制の課程における教員の数は、（文部科学省告示の）別表第１に定める数以上とすること。

教員の数の半数以上は、基幹教員（本務として当該専攻科における教育に従事する教員（専ら当該専攻科における教育に従事する校長が教員を兼ねる場合にあっては、当該校長を含む。以下同じ。）又は一の学科の教育課程に係る授業科目を１年につき８単位以上担当する教員をいう。以下同じ。）でなければならないこと。ただし、当該基幹教員の数は３人を下回ることができないこと。

上記の規定により置かなければならない基幹教員の数（以下「必要基幹教員数」という。）の４分の３以上は、本務として当該専攻科における教員でなければならないこと。

必要基幹教員数に、本務として当該専攻科における教育に従事する教員として算入することができるのは、一の専攻科における一の学科についてのみとすること。

必要基幹教員数には、一の基幹教員は、同一専攻科ごとに一の学科についてのみ算入するものとすること。ただし、同一の専攻科における複数の学科において、それぞれ１年につき８単位以上の当該学科の教育課程に係る授業科目を担当する教員は、当該学科のそれぞれについて必要基幹教員数の４分の１の範囲内で算入することができるものとすること。

（平成 28 年文部科学省告示第 63 号）

【施　　設】　専攻科を置く高等学校の校舎には、当該専攻科の目的、生徒数、課程又は学科に応じ、専ら当該専攻科の授業の用に供する教室その他必要な附帯施設を備えなければならないこと。

専攻科を置く高等学校は、当該専攻科の目的に応じ、専ら当該専攻科の授業の用に供する実習場その他の必要な施設を確保しなければならないこと。

（平成 28 年文部科学省告示第 63 号）

※「高等学校等専攻科修了証明書」及び別紙チェックリストの様式は、当機構のウェブサイトからダウンロードできます。

（ファイルの形式はＷｏｒｄ・ＰＤＦの２種類があります。）

【ダウンロードの方法】

1　当機構ウェブサイトのトップページ（https://www.niad.ac.jp/）にアクセスする。
2 「学位の授与」→「申請時の提出書類、申請後の各種手続きに関する書類の様式等」を順にクリックする。
3　２でクリックした後の画面をスクロールして、必要な様式をダウンロードする。

【問合せ先】

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構学位審査課

TEL：042-307-1550　受付時間 9:00～12:00、 13:00～17:00（土・日曜、祝日、年末年始を除く）